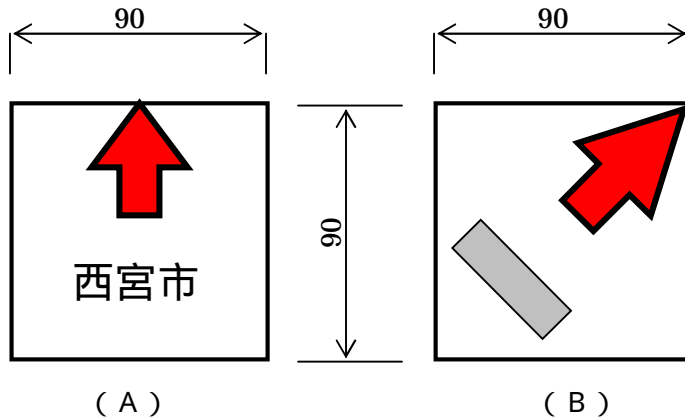


西宮市道水路境界標識設置仕様書

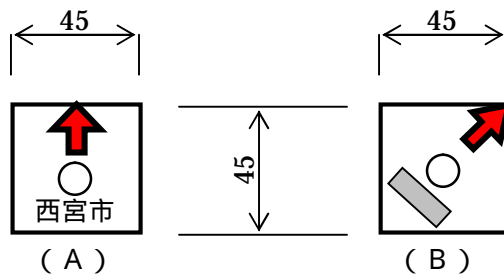
この仕様書は、西宮市が管理する道水路敷と隣接地との官民境界・道路区域界を表示するための境界標識の設置方法の標準仕様を定めたものである。

1. 境界標識の種別

境界杭 90×90×600 単位：mm
鉄筋コンクリート製 アルミ製キャップ付



境界板 45×45×5 単位：mm
アルミ合金製



道路区域界用には“区”の文字を入れる。

2. 境界標識の使い分け

杭と板 (設置個所による)

杭 未舗装面、アスファルト面、法面等

板 コンクリート面、石積等

官民境界と区域界

“西宮市” 官民境界

“西宮市 区” 道路区域界

AとB

(A) 境界折れ点以外

(B) 境界折れ点

3. 境界標識の設置方法

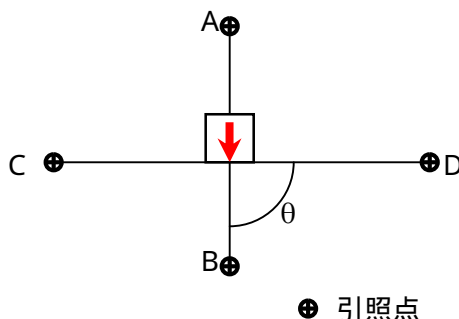
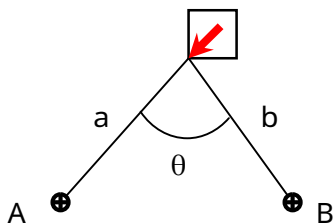
境界杭

下記要領により境界点に引照点を設け、境界杭設置図の通りに設置する。

a. 三角形に引照点を設ける方法

b. 十字型に引照点を設ける方法

(2点縛り)



$\theta = 45 \sim 90^\circ$

設置しようとする杭より 2~3m 離れた箇所に引照点 A、B を設け、その間の距離 a、b を測定する。

$\theta = 60 \sim 120^\circ$

境界杭を中心に引照点 A、B、C、D を設け、直線 \overline{AB} 、 \overline{CD} の交点を境界点とする。

境界板

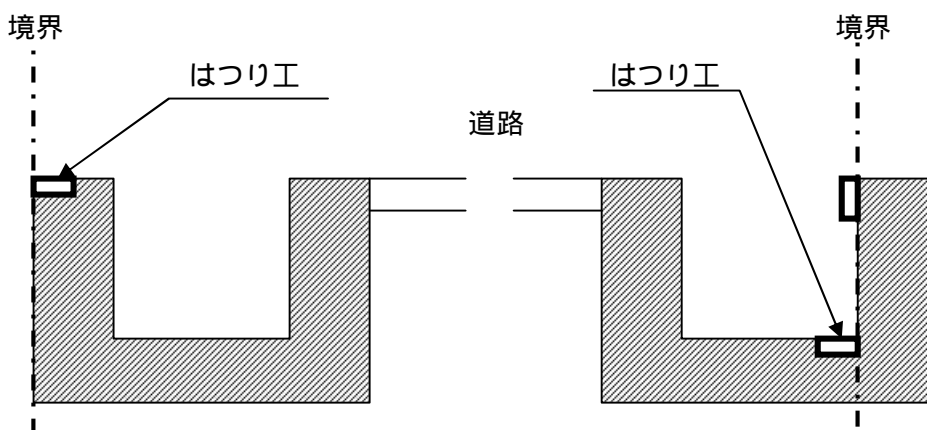
下図を例にして設置する。

設置箇所によりコンクリート構造物をはつる必要がある場合は、境界板上面と構造物面が同一面になるように仕上げる。(板厚 5mm)

貼付面はブラシ等で清掃し、接着面は約 3mm 厚使用するものとする。

a. 側溝壁の外壁が境界の場合

b. 側溝壁の内壁が境界の場合



4. 設置箇所

境界杭・境界板を設置する箇所は、西宮市が管理する道水路敷と隣接地との官民境界・道路区域界が画定した箇所とし、詳細は監督員が指示する。

5. 施工上の注意事項

使用する境界杭・境界板は市の指定品とする。

境界板設置に使用する接着剤は、2液型エポキシ樹脂系（ショーボンド#101 同等品以上）を使用すること。

作業に先立ち、予め土地所有者、居住者等の了解を得ておかなければならない。

境界杭・境界板は道水路敷内に設置するものとし、民有地に絶対に入らないように十分注意するとともに、原則として民有地間の境界線上には設置してはならない。

作業終了後、境界杭・境界板が正確に設置されたか否かを測定し、確認しなければならない。

6. 検査

設置した境界杭・境界板は、前項の検査に合格するまでは設置した作業者の責任において管理しなければならない。

7. その他

この仕様書に定めない事項、並びに実施に伴って生ずる細部の事項については、双方協議の上、定めるものとする。

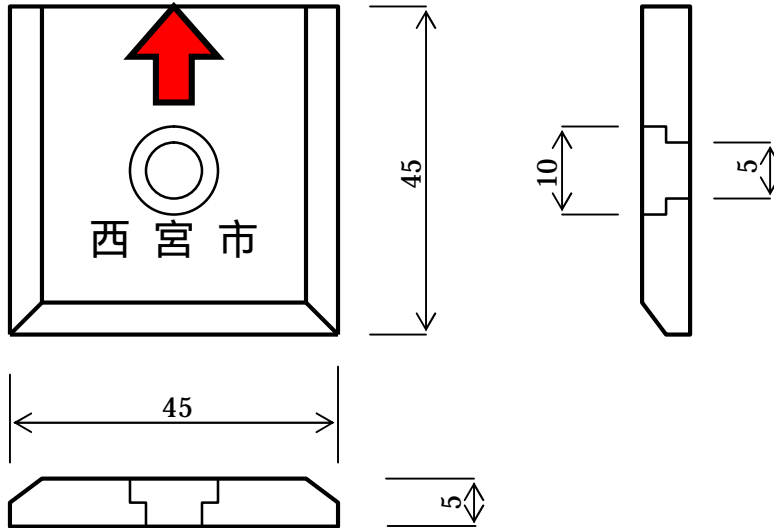
付 則

この仕様書は、平成 21 年 11 月 1 日より適用する。

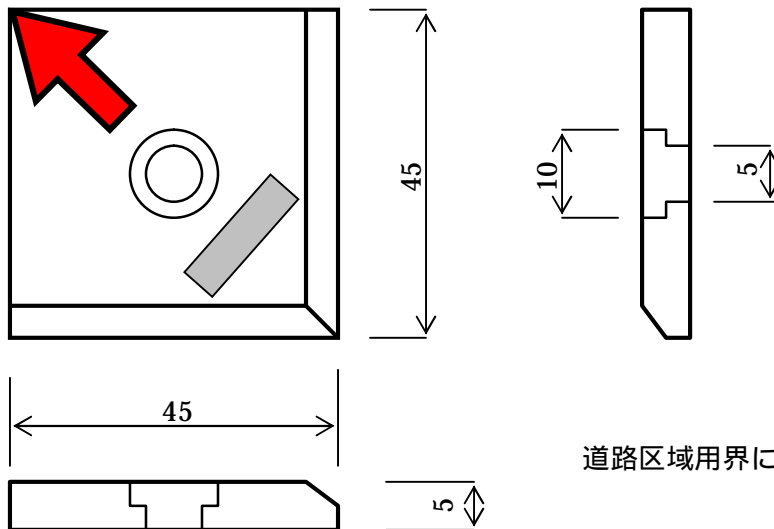
境界板の規格

A

単位：mm



B

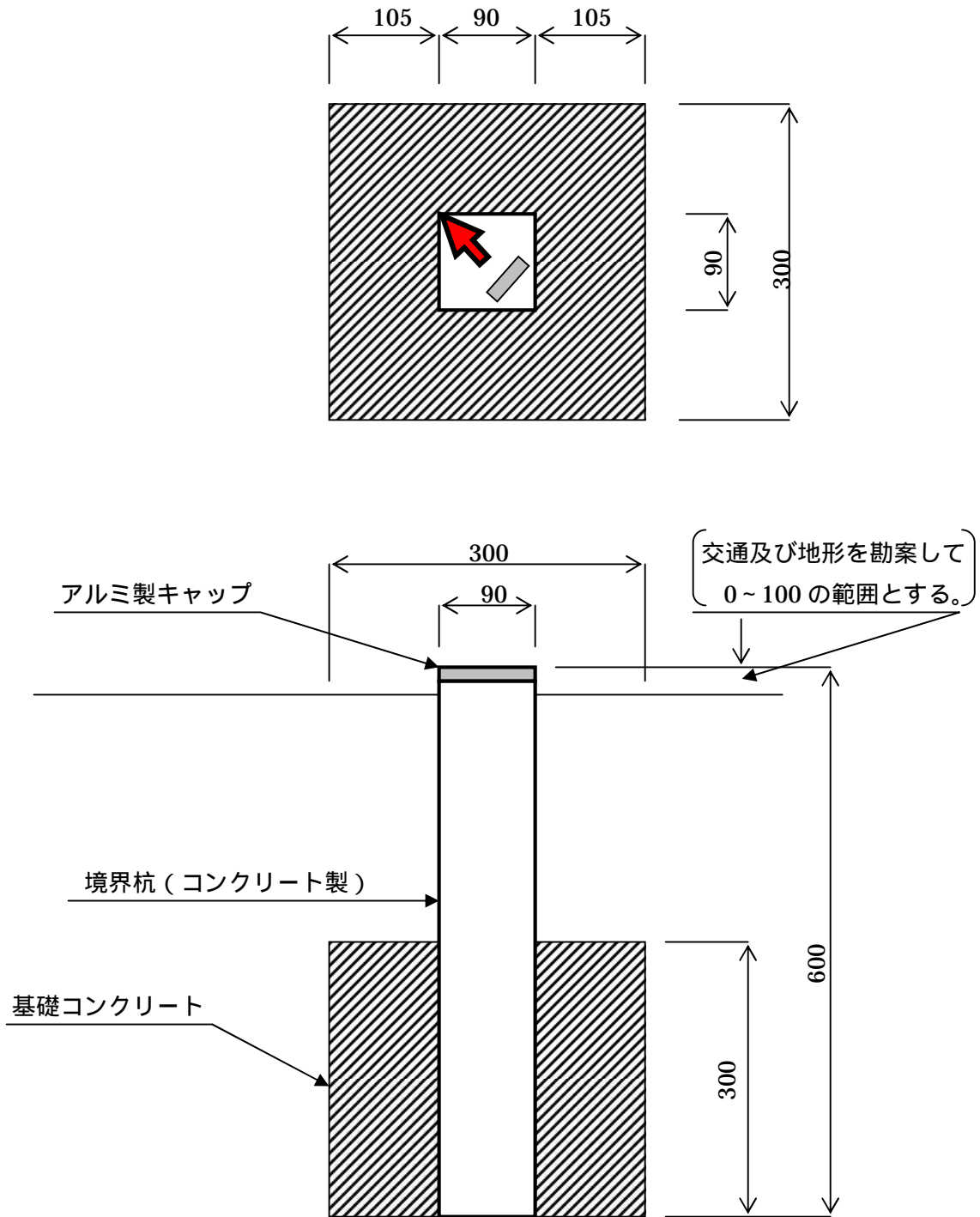


道路区域用界には“区”の文字を入れる。

境界板の仕様（境界杭のアルミ製キャップもこれに準ずる。）

材質	アルミ合金製	
文字	「西宮市」 「区」(道路区域界用のみ)	
記入方法	刻印	
色	矢印	刻みこみ、赤色ラッカー塗り
	西宮市	刻みこみ、黒色ラッカー塗り
	区	刻みこみ、赤色ラッカー塗り

境界杭設置図



基礎コンクリート数量 $\{0.30 \times 0.30 \times 0.30\} - \{0.09 \times 0.09 \times 0.30\} = 0.025\text{m}^3$